

鳥取県栽培漁業センター簡易親魚養成施設（ビニールハウス）改修業務仕様書

1 業務名 鳥取県栽培漁業センター簡易親魚養成施設（ビニールハウス）
改修業務（以下「本業務」という。）

2 業務場所 東伯郡湯梨浜町石脇 1 1 6 6 番地 鳥取県栽培漁業センター構内
（位置図参照）

3 業務期間 契約締結日から令和 3 年 7 月 3 0 日まで

4 委託内容

鳥取県栽培漁業センター簡易親魚養成施設（ビニールハウス）が、経年劣化及び塩害のため内部支柱接続部分及び天幕が破損し倒壊等の恐れがあるため、既設撤去及び新規設置を行う。（詳細は、内訳資料のとおり）

・作業内容

既設撤去及び新規設置

5 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

6 秘密の保持

- (1) 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。
- (2) 受注者は、本業務に従事する者並びに 7 の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1) の規定を遵守させなければならない。
- (3) 発注者は、受注者が(1) 及び(2) の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (4) (1) から(3) までの規定は、本業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

7 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の 5 0 パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

- (3) 受注者は、(1)の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせるものとする。

8 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

9 完了報告及び検査

受注者は、本業務を完了したときは、完了の日から20日以内に事業完了報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。

- (1) 提出部数 2部
- (2) 添付書類 作業実施内容及び成果、写真（作業着工前後、施工状況、材料検収）

10 委託料の支払

- (1) 受注者は、9の完了報告が合格と認められた後、速やかに本業務に係る委託料の請求書を発注者へ提出するものとする。
- (2) 発注者は、正当な請求書を受理した日から30日以内に請求に係る委託料を支払うものとする。
- (3) 発注者が、正当な理由なく(2)に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、未払金額に対し、遅延日数に応じ鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第120条第1項に規定する率の遅延利息を発注者に請求することができる。

11 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

12 その他

- (1) 業務の着手に当たっては、事前に監督員と協議するものとする。
- (2) 仕様書に明記されていない事項について疑義が生じた場合は協議の上決定する。